|  |
| --- |
| **保護者のみなさまへ**高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成金交付のお知らせ【令和７年上半期用】 　　　 |

**１ 助成対象者**

次に記載する対象児童を養育する保護者であり、本市の市税を滞納していない方。

申請書の受付後、市税の納付状況の確認を行いますので、納付忘れがないか御確認ください。

なお、本来の納期限を過ぎた市税が一部でも残っている場合には、交付の対象となりませんので御承知おきください。

**２ 対象児童**

高松市内に所在する認可外保育施設又は企業主導型保育施設（以下「認可外保育施設等」という。）に入所している本市に住民登録がある**満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、保育を必要とする事由（詳しくは別表１を御確認ください。）**のいずれかに該当し、家庭において必要な保育を受けることが困難である児童のうち、次のいずれかに該当する方。

(１)　同一世帯で、保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設などを同時に利用する小学校就学前兄又は姉を１人有する第２子。

(２)　同一世帯で、３人以上の児童（出生から１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者）を現に養育し、かつ、出生順位が第３位以降の児童。

　　　※　兄弟姉妹が市外に居住しているなど、実際には居住が別であっても、養育関係（出身世帯と同一生計）がある場合には、対象となります。

**【事例**(１)**】**

**【事例**(２)**】**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 兄弟姉妹の状況 | 同一世帯で、認可外保育施設などを利用する小学校就学前の子どもが２人いる場合 |  | 兄弟姉妹の状況 | 同一世帯で１８歳以下（R8.3.31時点）の子どもが３人以上いる場合 |
| 高３ |  |  | 高３ | 　第１子 | （対象外） |
| 高２ |  |  | 高２ | 　 |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 小４ |  |  | 小４ | illust2637_thumb　第２子 | （対象外） |
| 小３ |  |  | 小３ |  |  |
| 小２ |  |  | 小２ |  |  |
| 小１ |  |  | 小１ |  |  |
| ５歳 | illust2649_thumb　第１子 | （対象外） | ５歳 |  |  |
| ４歳 |  |  | ４歳 |  |  |
| ３歳 |  |  | ３歳 |  |  |
| ２歳 | 　第２子**「助成対象」** | ２歳 | 　第３子**「助成対象」** |
| １歳 | １歳 |
| ０歳 | ０歳 |

**３　助成金の額**

(１)　助成金の上限月額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **対象児童**（※３） | 兄又は姉の状況 | **認可外保育施設**を利用（企業主導型保育施設を除く） | **企業主導型保育施設**を利用 |
| **第２子** | **第１子**３歳から５歳児で保育施設等を利用 | １５，０００円 | １８，５５０円 |
| **第１子**０歳から２歳児で保育施設等を利用（※４） | ３０，０００円 | ３７，１００円 |
| **第３子以降** | 同一世帯で、１８歳以下の兄又は姉が２人以上いる | ３０，０００円 | ３７，１００円 |

※１　助成金の額が保育料（※２）の額を超えるときは、当該保育料の額を限度額とします。

※２　保育料とは、保育サービスに対する利用料のうち、月を単位として保護者が共通して負担するもの〔月額保育料〕又は一時預かり事業（準ずるものを含む〕〔利用料〕であり、**次に掲げる費用を除いたもの**をいいます。

　　・日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用

　　・保育に係る行事への参加に要する費用

　　・食事の提供に要する費用

　　・施設又は事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

※３　対象児童が、無償化の対象となっている場合は、この助成金の交付の対象外です。

※４　第１子が、助成対象期間の途中で、教育・保育給付１号認定を受けた場合は、その翌月から助成金の上限月額が半額になります。

(２)　助成金の交付時期

　　　内容を審査の上、助成金の交付を決定したときは、上半期分（４月～９月）と下半期分（１０月～３月）の２回に分けて、それぞれ１１月末頃と５月末頃に交付予定です。

**４ 申請対象期間**

令和７年４月１日～令和７年９月３０日（令和７年度上半期分）

**５ 申請書類**

(１)　高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成金交付申請書（様式第１号）

(２)　(１)の添付書類　※詳しくは次ページの７の(２)を御確認ください。

(３)　請求書

**６ 提出期限**

**各保育施設が定める期限**

※提出期限に関する御相談は、まず各保育施設にお願いします。

**７ 手続き及び添付書類**

助成金の交付を受けようとする方は、**次の(１)から(３)を記入例に基づいて作成し、助成の対象となる保育料を支払った保育施設へ提出**してください。

(１)　**高松市認可外保育施設入所第２子等保育料助成金交付申請書（様式第１号）**

　　※　必ず**両面印刷**された申請書を使用してください。

※　**申請者は、請求書の請求者と同じ人**としてください。

　　※　訂正する際は二重線を引き、訂正印を押してください。

修正テープ等、消えるボールペンは使用しないでください。

　　　※　原則、押印は不要ですが、訂正印を押された場合には申請者欄に訂正印と同じ印鑑を押してください。

(２)　(１)の添付書類（次のアからウ）

　　　ア　**対象児童が家庭において必要な保育を受けることが困難であること（保育を必要としている事由）を証する書類**（必ず【**別表１】**を御確認ください。）

　　　　※　**保護者全員分必要**です。

　　　　※　**認可外保育施設に対象児童が入所していた期間に係る書類が必要**です。

　　　　※　保育を必要としている事由ごとに、書類の種類は異なります。

　　　イ　**戸籍謄本**

　　　　※　助成対象児童以外の児童が高松市外に居住している場合のみ必要です。

　　　ウ　**対象児童が第２子の場合、兄・姉が、いずれかの施設（※）へ在籍していることの証明書**

　　　　※　認可外保育施設、幼稚園（新制度に移行していない幼稚園に限る）、特別支援学校幼稚部、特例保育、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設

(３)　**請求書**

　　　※　**請求者欄の印は不要です**が、訂正印を押された場合には請求者欄に訂正印と同じ印での押印が必要になります。

なお、金額を訂正印で訂正することはできません。

　　　※　申請書に押印している場合で、請求書にも訂正印が必要になった場合は、**必ず同じ印鑑を使用してください。**印鑑が違う場合、支払事務ができませんので、修正をお願いすることになります。

問合せ先

〒７６０－８５７１

高松市番町一丁目８番１５号

高松市　こども保育教育課　監査給付係

担当：西山

Tel：８３９－２３５８

別表１

|  |  |
| --- | --- |
| 保育を必要としている事由 | 条件・提出書類 |
| （１）就労（自営業・内職を含む。） | **保護者１人当たりの就労時間が、月６４時間以上であることが条件です。**※　ただし、就労時間が月６４時間以上とならない勤務先を複数掛け持ちしている場合は、各勤務先における勤務時間を合計し、月６４時間以上とすることも可能です。（この場合、各勤務先についての就労証明書が必要となります。）**◆「就労証明書」**※　就労証明書の**就労実績欄**について就労実績は、給料の締め日による実績ではなく、**証明日の直近３か月間における、月初から月末までに実際に働いた日数、時間数**を記　入してください。※　**自営業の場合は**、営業許可証、請負契約書、取引の相手方が作成した納品書等の**自営業が確認できる書類の添付が必要**です。ただし、事業所等が株式会社等の法人で、その代表者が子どもの父、母又は祖父母の場合は、自営業を確認できる書類の添付は不要となります。**※　育児休業中は、本助成金の対象外です。**育児休業から復帰される場合、**就労時間が月６４時間以上を満たした月から対象**となります。 |
| （２）妊娠・出産妊娠中、又は出産後で間もないため、子どもの保育ができない場合。 | **出産予定日が属する月の２か月前から****出産後８週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで。**※　育児休業期間中は対象外です。◆**「妊娠・出産申立書」**（各種申立書内）※　**母子健康手帳の表紙**及び**出産予定日の分かる面の写し**を添付してください。 |
| （３）疾病・障がい疾病や負傷、又は精神若しくは身体に障がいを有しているため、子どもの保育ができない場合。 | ◆**「傷病・障がい等申立書」（**各種申立書内）※　**該当するものの写し**を添付してください。　（傷病の場合）・診断書　　（障がい等の場合）・障害者手帳　・療育手帳　 |

|  |  |
| --- | --- |
| 保育を必要としている事由 | 条件・提出書類 |
| （４）介護・看護同居又は長期間入院等をしている親族を、常時介護又は看護するため、子どもの保育ができない場合。 | **保護者１人当たりの介護（看護）時間が、月平均６４時間以上であることが条件です。**◆**「介護（看護）申立書」**（各種申立書内）※　**該当するものの写し**を添付してください。・診断書　　　・介護保険被保険者証・障害者手帳　・療育手帳　 |

|  |  |
| --- | --- |
| （５）災害復旧火災、風水害、地震その他災害により、家屋を失ったり、破損したりしたため、その復旧の間、子どもの保育ができない場合。 | ◆**被災証明書等** |
| （６）求職活動求職活動（起業準備を含む。）を行っているため、子どもの保育ができない場合。 | **求職活動を、保育を必要とする事由として申請する場合は、上半期・下半期それぞれ最長３か月分までの助成となります。**◆**「求職活動申立書」**※　活動した内容を具体的に記入してください。※　活動記録の記入がない月は対象となりません。 |
| （７）就学就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）のため、子どもの保育ができない場合。 | **保護者１人当たりの就学時間が、月６４時間以上であることが条件です。**◆**「就学・技能習得等申立書」**（各種申立書内）※　**在籍証明書**及び**カリキュラム等の就学時間を確認できる書類**の写しを添付してください。 |
| （８）虐待・ＤＶ児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合や、配偶者からの暴力により、子どもの保育ができない場合。 | ◆公的機関が発行する事実を証明できる書類 |